

○議長（菊地恵一君） 七番松本由男君。

〔七番 松本由男君登壇〕

○七番（松本由男君） 松本由男です。二元代表制の一翼を担う議会議員として、執行部と車の両輪となつて、よりよい県政運営とするため、県政全般に関わる諸課題について、順次一石を投じてまいります。

まず、県として出来ることから国民保護、ということでも質問してまいります。今朝も北朝鮮から弾道ミサイルが発射され、東北の上空を通過しました。戦争はあつてはならないし、起こらないようにするためには、防衛面だけではなく、外交・エネルギー・経済・食料安全保障をはじめ、自助・共助・公助を組み合わせ、あらゆる手立てを講じて国民一丸となり国を守る気概が求められます。国民保護とは、いわゆる国民保護法から来ている言葉で、武力攻撃事態等において国民の生命・財産を保護するため、国や自治体等の責務、国民の役割、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置などに基づき、関係機関などが協力して住民を守るための仕組みのことであります。この二月のロシアによるウクライナへの侵攻、中国によるアジアでの行動、北朝鮮による弾道ミサイル発射等を直視したとき、国家・国民が戦争をしたくないと思つても、自由意思を持った相手に対峙するための備えが必要となります。特に、直接住民と接し、生命をあずかる自治体にあつては、国民保護に係る事態は起こらないであろう、起こつて欲しくないということから思考停止に陥つてはなりません。国任せにすることなく、国と市町村の間に位置する県として、中・長期的視点で平素できることから具体的に取り組むことが重要であります。国民保護に関わる事態は、法律上、国の事態認定があつて初めて自治体や関係機関などが行動する仕組みとなっております。しかし、事態は我々が住んでいる地域で起こり、事態認定される前から、自治体が状況判断を行い、対処しなければなりません。私は、平成二十七年の議員当選以来、議会をはじめ、いろいろな場面で自治体における実効性ある国民保護のための備えについて訴えてまいりました。具体的には、自衛隊・消防・警察OBなどの専門人材による組織・態勢整備、地下避難施設や地下シェルターの設置、学校教育、消防団員の確保、ボランティア団体との連携、医療体制、ハイブリッド戦への留意、予備の対策本部の設置と訓練の必要性、原発事故を想定した避難の在り方などであります。今回は、更に一歩踏み込んで、県としてもで

きるであろう具体的な取組の提案、質問であります。

第一は、各種事態に応じた避難実施要領の策定であります。

去る二月、総務省消防庁は、武力攻撃を受ける事態などが生じた際の市町村が定める避難実施要領について、ひな型・事例集を紹介するとともに、前もって複数のパターンを作成するよう呼びかけました。この事例集は、避難方針に加え、関係機関との連絡調整や避難時に推奨する服装、自力避難が困難な人への対応なども紹介しております。計画策定を終えた全国自治体の割合は、昨年三月時点で約六割としております。本県市町村の計画策定状況と課題、今後の取組について伺います。

第二は、訓練の在り方であります。

訓練の方式には、図上訓練と実働訓練がありますが、本県ではこれまで国、関係機関や基礎自治体と一体となった図上訓練は幾度となく行ってきたております。一方、国民保護に係る訓練へのスタンスは、国や関係機関等が揃わないと訓練ができない、と捉えている感があります。しかし、県以外の国や関係機関などはダミーにより準備できます。今では、訓練想定企画から始まり、状況付与や最後の研究会まで請け負う専門の法人もあります。目的に応じた県独自の訓練実施を提案しますが、御見解をお聞かせください。

第三は、自主防災組織の育成であります。

我が国には、法的に拘束力のない任意組織である自治会、町内会等がありますが、諸外国にあるようないわゆる民間防衛組織はありません。一方、行政の立場からすると自治会などは無くてはならない存在となっております。国民保護法においては努力義務ではありますが、自治体に対して災害対策基本法と同様、自主防災組織への支援を求めています。公的支援の限界を踏まえれば、行政は自治会等から何らかの支援・協力が必要れば国民を保護できません。全国の政令市をはじめとした多くの基礎自治体では、地域コミュニティづくりや活性化を目的とした条例を設置する自治体が増えております。そこで、本県として自治会等を後押しするための何らかの方策を検討することについて提案するものであります。例えば、自治会等が大手を振って活動できるような、仮称自治会等応援条例なるものを設置することも一案です。御見解を伺います。

第四は、国民保護法に基づいた一時避難施設の指定や核シェルターの設置でありま

す。

去る三月、仙台市は、県からの後押しもあつて一時避難施設に地下鉄東西線と南北線の駅構内と仙台駅東西地下自由通路の計二十五か所を指定しました。一方、いつ何時起こるか分からないことを想定すれば、地下に関わらず、県内各市町村にある大手スーパー等の堅牢な施設を一時避難施設に指定することを検討すべきと認識します。御見解を伺います。

併せて、諸外国のように核シェルター設置のための検討もすべきと考えますが、御見解を伺います。

第五は、住民避難訓練です。

政府はこの四月の記者会見で、国が自治体と共同で実施する弾道ミサイル飛来を想定した住民避難訓練を約四年ぶりに再開する方針を表明しました。これを受け、政府は全国の自治体に住民避難訓練の公募をしましたが、本県は応募しませんでした。応募しなかった理由について伺います。

併せて、国や関係機関等が不在でも、住民の避難訓練は関係基礎自治体の協力を得て、県独自で実施できると認識しますが、御見解を伺います。

第六は、予備の対策本部の検討状況であります。

私が、一年前の一般質問において国民保護対策本部の予備施設確保と事前訓練を提言した際、「予備施設の活用在り方などについて検討する。」との答弁がありました。あれから一年経過しましたが、その後の検討状況についてお聞かせください。

次は、誰一人取り残さないデジタル・トランスフォーメーション、DXの推進ということで質問します。

英語表記をDXとして、Xの読み方をトランスフォーメーションとした理由は、「交差する・変革する」を一字で表したことによります。変革と言われるように、デジタル化は一つの手段に過ぎず、デジタル化の究極の目的は、デジタル田園都市国家構想にもあるように、持続可能な環境・社会や経済の実現などにより、心豊かな暮らしをすることにあります。我が国のデジタル戦略の流れは、平成十三年のいわゆるIT基本法に始まり、紆余曲折を経て平成二十八年に官民データ活用推進基本法、昨年九月にはデジタル社会形成基本法の下、デジタル庁が発足し、ちょうど一年が過ぎました。去る

七月、総理の諮問機関である第三十三次地方制度調査会では、デジタル・トランスフォーメーションの進展や新型コロナウイルス対応を踏まえた国・地方の役割分担などの審議項目について、本格的な議論を行っており、デジタル化やコロナで直面した地方制度上の課題について洗い出しが始まりました。本県の取組としては、令和二年の全国都道府県初のデジタルファースト宣言、昨年四月にはデジタル政策推進監やデジタルみやぎ推進課を設置、本年四月には、産業デジタル推進課を設置するなど、組織基盤の充実を図ってきました。また、県の総合計画にあたる新・宮城の将来ビジョンに基づき、本県の情報化推進の柱となるみやぎ情報化推進ポリシーを昨年度スタートさせるとともに、村井知事や副知事にあつては各地での講演をはじめ、トップセールスを行っており、高く評価するところであります。そこで、これまで浮き彫りになっている諸課題を踏まえ、セキュリティの関連を除き、質問します。

第一は、本県の果たす役割についてであります。

国と基礎自治体との間に位置する本県として、産・学・官・民全ての庁内外のデジタル・トランスフォーメーションを進める上で、どのような役割を担っていくのか伺います。

第二は、自治体のデジタル人材の確保・育成であります。

総務省によれば、昨年七月の転職求人倍率は二・一五倍のところ、デジタル人材転職倍率は九・一七倍であり、人材の取り合い状態であります。本県の基礎自治体、特に町や村では「デジタル人材の確保・育成が厳しい、何とかしてほしい。」との声が聞かれます。県内市町村デジタル人材の確保・育成の取組の状況と方向性について伺います。第三は、財源の確保と自治体システムの標準化です。

デジタル田園都市国家構想推進交付金は、令和四年度限りとなっておりますが、恒久的な財源要望すべきであります。併せて、当該標準化法に基づいた自治体システムへの移行は、令和七年度までが目標となっております。基礎自治体からは、移行期間の延長や財源の確保を求める声があります。県としての今後の対応について伺います。

第四は、各種取組の広域展開です。

知事肝煎りの災害時の住民避難に係るスマホアプリ活用による本県独自の取組は高く評価するものですが、災害は広域で発生します。これを全国、東北六県、最低でも隣

県への展開を見据えたデジタル化の取組を提案します。御見解を伺います。

第五は、DXみやぎ五原則について伺います。

最近、知事や副知事が発信しているDXみやぎ五原則は、みやぎ情報化推進ポリシーにはうたっておりませんが、この五原則の位置づけについてお聞かせください。

併せて、DXみやぎ五原則では「全ての県民がデジタル・トランスフォーメーションを感じられるような施策」、「マイナンバーカードをできる限り活用する」、「民間活力の導入」、「縦割ではないでできる限りの部局横断や迅速な施策展開」などをうたっておりますが、五原則に基づく今後の取組についてお聞かせください。

次に、再生可能エネルギーで稼ぐ宮城県と題して、一部、先週の村上久仁議員の質問と重複しますが、改めて伺います。

県は、宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進条例や気候変動対策法などに基づき、次期再エネ・省エネ計画として仮称みやぎゼロカーボンチャレンジ二〇五〇戦略を策定中であり、先月その中間案が示されました。その中で、再エネの二〇三〇年度までの導入目標値を基準年となる二〇一三年度比で発電設備導入容量総量は一二・一倍とし、電力と熱量の導入量は三・二倍にするという高い目標に設定しております。一方、再エネ種別で見ると、太陽光発電施設の導入の目標値は一四・八倍と非常に高くなっておりますが、水力発電は一・〇倍とあまりにも消極的に感じます。他の県に目を転じれば、長野県企業局では、県内二十三か所の発電所で水力発電を行っており、最大出力合計は約十万三千六百キロワットの規模となっております。発電した電力は、民間三社コンソーシアムを通じて、信州Greenでんきプロジェクトとして、企業や一般家庭、大都市の保育園などに供給しており、長野県全世帯数の約一四％分に相当します。また、この電気事業収益は、地域貢献として本年度二千万円を一般会計への繰り出し予算としました。本県においても、水力発電事業の売電収益を県事業などに活用できれば、県民の利益につながります。太陽光や風力発電施設の山林への設置については、景観も含めた環境への悪影響を懸念する県民の声が大きくなっております。火力や原子力発電施設も同じですが、これまでは一か所で大量に発電して送電網で広範囲に送るという発想であったと考えられ、大規模な災害などにより発電できなくなれば広範囲にわたり停電するなど、被害も甚大となります。これからは、発想を転換し、例えば地域の河川の

中小水力など地域の再エネ資源を最大限活用したり、建物の屋根や敷地への太陽光発電施設設置を促進するなど、エネルギーの地産地消を更に進めるべきと考えます。以上を踏まえて、再エネの導入拡大と省エネの推進に区分して質問してまいります。

第一は、水力発電能力の可能性についてであります。

まず、県内における水力発電の導入状況と水力発電の導入ポテンシャル、今後の導入拡大を図る上での課題についてお聞かせください。

併せて、本県の企業局においては、南部山浄水場から調整池への送水管に水力発電機を設置し、水道流水を活用して発電を行っているものと承知しておりますが、ダム使用権として一部余裕があると聞いており、利用していない水による発電の拡充を提案します。御見解を伺います。

第二は、ダムの利活用であります。

本県においても、長野県のようにダムの発電ポテンシャルを最大限活用し、水力発電事業等を更に進めることを提案しますが、土木部が管理する一七か所のダムの現状と発電の可能性について伺います。

第三は、太陽光パネルの設置場所であります。

さきの代表質問に対する知事の答弁では、「太陽光パネルは、森林以外への設置の方向で結論を得た。」とあるように、より環境負荷の少ない太陽光発電という観点から、本県所有の建物や敷地での太陽光パネル設置による発電・売電の可能性について御見解を伺います。

この際、本県所有の太陽光パネル設置が可能な建物や敷地と、現在まで設置されているパネルの地積についてもお示しくください。

第四は、省エネ対策であります。

ゼロカーボンチャレンジ戦略における温室効果ガス削減目標において、再エネの拡大よりも高く設定している省エネに関連した質問であります。当該戦略の脱炭素社会の具体的取組の重点施策では、「新県民会館をはじめとした県有施設により率先垂範により実施する。」としており、いわゆるゼロ・エネルギー・ビル、ZEB化を検討することとしております。新たな施設以外の現有施設への断熱化など、積極的な取組を提案するものですが、方向性について伺います。

次に、附属機関等のあるべき姿ということで質問します。

附属機関とは、地方自治法第百三十八条の四又は当該条令により定められた執行機関の一部として設置する機関であります。設置の意義としては、行政の複雑・広範・多岐に伴い、専門の機関に担当させることや行政の民主的処理の要請を満たすことなどにあります。また、附属機関等の「等」とは、法律や条例によらず、自治体独自の規則や要綱により設置しているものであり、本県では昨年度までであった一つの機関が現在ではゼロとなっております。附属機関の陥りやすい課題としては、執行機関を追認する機関、責任を転嫁するための隠れみの、議会審議を先取りして議会を形骸化させるもの、附属機関の要件を満たしているにもかかわらず、条例設置していないなどであります。附属機関の設置権限は、昭和二十七年の地方自治法改正までは首長の権限に属しておりました。しかしながら、附属機関も自治体の行政組織の一環をなすものであり、住民にとり大きな利害関係事項であるということから、地方自治法が改正され、法律又は条令の根拠を必要とされ、現在に至っております。本県の附属機関の設置状況は、本年四月一日現在で合計百四十八機関となっております。内訳としては法令必置が三十七、法令任意が二十二、条例設置が八十九であります。本県は、これまで当該条例に基づき、毎年のように設置や運営の見直しを行うとともに、施行状況を所管の常任委員会に報告しており、その御努力に敬意を表します。以上を踏まえ、当局からのヒアリングを通じ課題と認識した三点について伺います。

第一は、重複者についてであります。

附属機関の構成者一千七百十八人のうち、複数所属の重複者の現状と課題認識について伺います。

第二は、所属年数であります。

本県の附属機関等の設置に係る内規においては、所属年数期間は十年を基準としておりますが、最も長い委員で二十八年となっております。本県行政改革推進本部が決定した内規には「構成員の継続選任は、幅広く県民各層の意見を反映させるといふ観点から慎重に行うものとし、その在職期間が十年を超える者の再選に当たっては、他の者への委嘱替えも検討するものとする」としてあります。長期間在籍となっている理由と今後の取組の方向性について伺います。

第三は、活動の実態です。

審議などが三年以上開催されておらず、いわゆる休眠状態の附属機関が二十五機関となっておりませんが、今後の取組の方向性について伺います。

最後に、ナッジの推進で三方良しということでご質問します。

英語のナッジとは、後ろから肘を軽くつつく、という意味があります。行動科学の知見に基づき、人々が自発的に望ましい行動を取れるように、禁止も規制もせずに後押しする一種の仕掛けであります。シカゴ大学のリチャード・セイラー氏が提唱し、二〇一七年にノーベル経済学賞を受賞しました。この適用範囲は、税、社会保障、エネルギー、防災・減災、労働など幅広いと言われております。身近なナッジの例としては、男子トイレの便器に的や虫のマークをつけ、人間の本能から来る、狙う習性を利用し、汚れが少なくなり清掃代の経費節減となっております。また、一向に減らない放置自転車地域に「ここは自転車捨て場です。御自由にお持ち帰りください。」と表示したところ、放置自転車は激減し、年間数百万円の管理経費節減の事例があります。ある病院では、ナースの制服を日勤と夜勤とに色分けしたところ、残業時間が格段に減少したという事例もあります。北海道、岡山県、香川県や横浜市では、首長が先頭になり、改めてナッジに係る方針を定め組織をつくり取り組んでおります。ナッジ理論などの行動科学の知見の活用は、従来の政策手法である法令や条例等による規制、補助金や減税等による誘導、情報提供による啓発などに次ぐ新たな手法とされ、これらが補完し合うことで政策効果が高まるとされています。いわゆる、お金と労力をかけないで行政を運営する働き方改革にもなります。まさしく、地方自治法第二条でうたっている「地方公共団体は、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる」そのものです。そこで、質問、提案であります。

第一は、本県として遡ってこれがナッジだったのかもしれない政策、事業があれば、御紹介ください。

第二は、積極的な取組の推奨です。

本県として、いわゆる行政による政策ナッジについて明確な方針を定め、組織づくりと事務分掌を明確に示し、全庁挙げて積極的に推進することを提案しますが、御見解を伺います。

以上、壇上からの質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（菊地恵一君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 松本由男議員の一般質問にお答えいたします。大綱五点ございました。

まず、大綱二点目、誰一人取り残さないDXの推進についての御質問にお答えいたします。

初めに、避難支援アプリを他県と連携して展開してはどうかとお尋ねにお答えいたします。

今回実証訓練で使用した避難支援アプリは、原子力災害時の広域避難に際し、発電所周辺住民の円滑な避難を目的として開発を進めているものであります。マイナンバーカードを活用し、スマートフォン画面への避難先表示や避難所での受付時間短縮、避難者リストの自動作成などが可能となることが実証されました。このアプリは、災害時の避難に必要な基本的な機能を備えていることに加え、機能の拡充や追加も容易なことから、自然災害での活用をはじめ、様々な用途に活用できる可能性があるものと考えております。まだ実証段階でありますので、今後、実証を重ねながら、他県との連携も含め活用方法を更に検討してまいります。

次に、DXの進め方に関する五原則の取組についての御質問にお答えいたします。

DXみやぎ五原則につきましては、昨年四月に策定した我が県の情報化施策の基本方針であるみやぎ情報化推進ポリシーに基づき、組織を挙げてDXを進める上で職員が持つべき共通の理念として、私自らが提唱し示したものであります。この五原則に沿った取組としては、先月御紹介した避難支援アプリなど、マイナンバーカードと連携したスマホアプリを活用し、県民の皆様がDXの利便性を感じられるような施策を展開したいと考えております。

次に、大綱三点目、再生可能エネルギーで稼ぐ宮城県についての御質問にお答えいたします。

初めに、水力発電の導入状況等についてのお尋ねにお答えいたします。

県内の水力発電については、昨年度末時点での県の調査ではダムに設置する比較的

規模の大きいものから用水路などに設置する小規模なものまで、合計で三十八か所、出力約七十五メガワットの施設が稼働しております。また、我が県における水力発電の導入ポテンシャルにつきましては、国の再生可能エネルギー情報提供システムによると、約百十五メガワットと推計されております。一方、水力発電の更なる普及拡大を図るためには、導入費用に加え維持管理コストなど、採算面の確保が課題であると認識しております。県といたしましては、今後、事業の採算性等を考慮しつつ、河川や農業水利施設等のほか、既存のダムや上下水道施設などの未利用資源を最大限活用し、水力発電の導入拡大を進める必要があると考えております。

次に、県の管理ダムの現状及び発電可能性についての御質問にお答えいたします。

県が管理する十七ダムのうち、計画段階から流量の安定性や収益性が見込まれた大倉ダムなど四つのダムにおいて、民間事業者が発電を実施しており、流量が少なく発電量が限られる南川ダムなどの二つのダムでは、県がダムの施設管理に利用するための発電を行っているところであります。また、これまで発電が行われていない残る十一のダムにつきましては、資源エネルギー庁による既存ダム有効利用に係るポテンシャル調査が実施され、この調査結果では七北田ダムなど四つのダムで一定程度の発電量が見込まれることから導入の可能性があると評価されております。県といたしましては、ゼロカーボン社会の実現に向けて、更なる再生可能エネルギーの活用は重要な取組であると認識していることから、長野県の取組をはじめ、他県の事例を参考にし、事業の収益性や費用対効果などを調査しながら、事業化に向けて検討を進めてまいります。

次に、大綱五点目、ナツジの推進で三方良しについての御質問にお答えいたします。ナツジは、行動科学の知見に基づき個人の選択の自由を確保した上で、よりよい選択ができるよう情報発信や選択肢の提示の方法を工夫する手法であると理解しております。我が県においても、例えば、送付する封筒の色を目立たせたり、取組効果をデータでお示ししたりすることで、県民の皆様にも自発的かつ合理的な行動を促すなど、ナツジと共通する視点に立った取組はあるものと認識しております。現在、国や自治体においてナツジの積極的な活用を図る動きが広がっており、先進団体においては職員研修のほか、専門家との連携によるモデル事業の実施やナツジ活用の効果検証などの取組が進められております。このような中、県では今年度、職員のナツジ理論への理解を深めるこ

とを目的とした研修会を開催し、各部局から三百人を超える職員の参加があったところ
であります。今後も、先進団体の取組を参考にしつつ、政策や事業等への活用を進めて
まいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 公営企業管理者佐藤達也君。

〔公営企業管理者 佐藤達也君登壇〕

○公営企業管理者（佐藤達也君） 大綱三点目、再生可能エネルギーで稼ぐ宮城県につ
いての御質問のうち、ダム使用権の未利用分を活用した発電についてのお尋ねにお答え
いたします。

再生可能エネルギーの創出に向けた取組は、資源の有効活用やエネルギーの自給率
向上などの観点から大変重要であると認識しており、企業局では民間事業者と連携し、
送水管の水流、水の流れを活用した小水力発電や未利用地を活用した太陽光発電などに
取り組んでまいりました。一方、人口減少社会の到来などにより、水需要が減少し、水
道用水供給事業及び工業用水道事業において、ダム使用権として確保している水量の一
部が未利用となっていることから、現在、この水量を水力発電として活用する手法につ
いて、国や関係機関と協議を行っているところであります。企業局といたしましては、
費用対効果なども検証しながら、新たな再生可能エネルギーの創出に向けて、引き続き
検討を進めてまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 総務部長志賀真幸君。

〔総務部長 志賀真幸君登壇〕

○総務部長（志賀真幸君） 大綱四点目、附属機関等のあるべき姿についての御質問の
うち、附属機関の重複選任の現状と課題認識についてのお尋ねにお答えいたします。

附属機関への重複選任については、令和四年四月一日現在、延べ七百二十人、実人
数では二百八十人となっております。その主な理由は、条例等で構成員が規定されてい
ることや、特定の専門分野における人材確保が困難であることなどによるものでござい
ます。施策の企画立案に、より幅広い意見を反映させるという観点からは、より多くの
方を選任することが望ましく、引き続き附属機関等の設置及び運営等に関する基本方針

に基づき進行管理を行い、適切な選任を確保していく必要があると考えております。

次に、長期間の選任理由と今後の取組の方向性についての御質問にお答えいたします。

構成員の選任期間が長期にわたっているのは、調査審議に必要となる専門知識を有する方が、特定の有識者に限られていることが主な要因と認識しております。県といたしましては、引き続き、新たな人材の掘り起こしに取り組むとともに、改めて基本方針の趣旨について庁内に共有を図った上で、在職期間が十年を超える有識者については、後継の方の推薦を依頼することなどにより、幅広い人材の確保に努めてまいります。

次に、近年開催実績のない附属機関に係る今後の方向性はどうかとの御質問にお答えいたします。

三年以上開催実績のない附属機関については、法令で設置が義務づけられているものや、案件が発生した際には迅速に対応する必要があることを理由に継続して設置しているものがございます。なお、審議会の取扱いについては、基本方針に基づき、設置目的が達成された場合や社会情勢の変化により必要性が低下した場合には廃止を検討することとしており、今後も会議の開催状況を踏まえ、設置の必要性を確認してまいります。私からは、以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 復興・危機管理部長佐藤達哉君。

〔復興・危機管理部長 佐藤達哉君登壇〕

○復興・危機管理部長（佐藤達哉君） 大綱一点目、県として出来ることから国民保護についての御質問のうち、県内の避難実施要領の作成状況、課題、今後の取組の方向性についてのお尋ねにお答えいたします。

国民保護法では、武力攻撃事態等に際し、市町村に避難実施要領の作成を義務づけているほか、法に基づく基本指針において、避難実施要領のパターンを事前に複数作成しておくよう努めることとされております。我が県では、ほとんどの市町村におきまして、災害対応の担当者が国民保護業務も担当しており、近年の災害の頻発化による業務多忙、人員不足などの理由により着手できていない市町も多く、現在作成済みは十三市町村となっております。県では、国とともに市町村向けの避難実施要領のパターン作成に関する研修会を今年度も開催したほか、国による事例集の紹介などの情報提供に取り

組んできたところではありますが、引き続き、未作成の市町に対する個別のフォローアップに努め、全ての市町村で作成されるよう支援してまいります。

次に、国民保護に関する訓練を県独自で実施すべきとの御質問にお答えいたします。国民保護法では、的確かつ迅速に国民保護のための措置が行われるよう、国、県を含めた関係機関は平時から訓練に努めるとともに、自然災害等に関する防災訓練との有機的な連携を図るよう配慮するものとされております。特に、武力攻撃事態等においては、関連情報の伝達手順等が自然災害の場合と異なることから、県では国や市町村等との共同訓練が重要であると考え、継続して実施してまいりました。また、共同訓練に先立ち、県単独での内部研修や事務局訓練も行ってきたところであり、今後とも訓練の実施を通じて、関係機関等との連携強化に努めてまいります。

次に、自治体等の活動を支援するための方策についての御質問にお答えいたします。災害時や国民保護に係る事態においては、自助、共助、公助について、住民、地域社会、行政がそれぞれの役割を担うことが重要であり、平時から防災知識の習得や防災意識の高揚に努めることが必要であると認識しております。このうち、共助については、地域の自治会や町内会に組織されることの多い自主防災組織がその役割を期待されております。県では、宮城県地域防災計画や宮城県国民保護計画において、自主防災組織を支援すると規定しているほか、震災対策推進条例に基づき、地域において中心的な役割を担う防災指導員の養成に努めており、その多くがそれぞれの立場で共助の担い手として活躍しております。御提案いただきました新たな条例につきましては、既に自主防災組織を支援する条例がありますことから、県といたしましては、引き続き市町村と連携しながら、自主防災組織の活性化を支援し、地域防災力の更なる向上に努めてまいります。

次に、大手スーパー等に対する緊急一時避難施設の指定と核シェルターの設置についての御質問にお答えいたします。

国では、爆風被害の軽減等に有効とされるコンクリート造りの堅牢な建物などを緊急一時避難施設として指定するよう推奨しております。県では、避難住民の受入れ体制などを考慮し、まずは自治体の所管施設を中心に指定を進めてまいりましたが、より多くの緊急一時避難施設の確保に向けて、現在、民間施設も含め、対象となり得る建物等

の把握を進めているところでございます。また、核シェルターのような高度な機能を備えた施設の整備促進等につきましては、国民保護法において費用対効果の観点等から政府が担うこととされておりますことから、国との連絡会議の場などにおいて、意見交換等を行ってまいりたいと考えております。

次に、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練についての御質問にお答えいたします。今年四月、国が公募した弾道ミサイルを想定した住民避難訓練については、国、県、市町村の三者共同による訓練とされておりまして、市町村の実施希望がなかったことから応募を見送ったところでございます。一方、高い頻度でミサイル発射が確認されている昨今の情勢から、ミサイル落下時などに取るべき避難行動等を県民に周知する必要性は高まっているものと認識しております。また、訓練参加に対する住民理解の促進や自治体の財政負担などを考慮しますと、国及び市町村との共催での実施が好ましいと考えておりますことから、他県の実績を紹介するなど、市町村に対し住民避難訓練の重要性を周知してまいりたいと考えております。

次に、国民保護対策本部の予備施設についての御質問にお答えいたします。

県では、大規模地震等の自然災害により、行政庁舎が被災した場合に備え、庁舎以外の施設に災害対策本部を設置することを想定しており、武力攻撃事態等においても同様に対応したいと考えております。これまで被災時に喪失が予想される庁舎機能の整理や予備施設として想定している建物の現地確認を行うなど、対策本部機能の移転について検討してまいりました。この結果、予備施設に本部機能の全てを集約・移転することは困難であり、移転すべき機能を精査する必要があるなど、新しい課題も明らかになってきたことから、今後の防災訓練などを通じて、更に検討してまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 企画部長千葉章君。

〔企画部長 千葉 章君登壇〕

○企画部長（千葉 章君） 大綱二点目、誰一人取り残さないDXの推進についての御質問のうち、県の果たす役割についてのお尋ねにお答えいたします。

少子高齢化や過疎化、地域産業の空洞化など地方が抱える課題に対応するためには、

官民の様々な主体が多方面でデジタル技術を活用し、DXを積極的に推進していく必要があると認識しております。このような中、県では昨年、情報化施策の基本方針となるみやぎ情報化推進ポリシーを策定したところであり、このポリシーに基づき産学官民と連携し、行政・産業・教育などあらゆる分野において、デジタル技術の活用を積極的に推進することにより、全ての県民がデジタルの恩恵を享受できるよう取り組んでまいります。

次に、市町村のデジタル人材の確保・育成についての御質問にお答えいたします。

デジタル人材の確保・育成については、国において市町村の募集情報を広く周知する制度や任用に要する経費の財政措置を設けているほか、県では民間からの専門人材であるデジタルみやぎ推進アドバイザーを市町村へ派遣し、職員研修や技術的な相談に対する助言を行っております。また、今年度は市町村の要望を踏まえ、新たにDX推進に向けた知見の向上及び機運醸成のための階層別職員セミナーを開催することとしております。県といたしましては、引き続き市町村の意向を伺いながら、デジタル人材の確保・育成について支援してまいります。

次に、財源の確保及び自治体システムの標準化についての御質問にお答えいたします。

デジタル田園都市国家構想推進交付金については、今年度限りとされていたことから、県では交付金の恒久化や拡充などを国に求めてきたところであり、今年六月に閣議決定されたデジタル田園都市国家構想基本方針では、他の交付金と統合し、新たにデジタル田園都市国家構想交付金として位置づけ、継続して支援することとされておりますが、現時点で詳細が示されていないため、引き続き情報収集に努め、必要に応じて国に要望してまいります。また、地方公共団体の基幹業務システムの標準化については、令和七年度までに標準準拠システムへの移行が求められておりますが、市町村からは期限内での対応が難しいという意見がありますことから、引き続き移行期間の延長及び支援拡充など、国への要望を継続してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 環境生活部長佐藤靖彦君。

〔環境生活部長 佐藤靖彦君登壇〕

○環境生活部長（佐藤靖彦君） 大綱三点目、再生可能エネルギーで稼ぐ宮城県についての御質問のうち、太陽光パネルを県有施設等に設置し、発電や売電を行うことについての御尋ねにお答えいたします。

県では、地球温暖化対策や非常時の電源確保等の災害対応能力向上の観点から、県有施設や県有地において太陽光パネルや蓄電池などの設備の導入に取り組んでまいりました。具体的には、県が県有施設等に設置した自家消費用の太陽光発電設備等は三十九か所、約七百キロワットとなっております。また、県有財産の有効活用を図るため、施設の屋根や県立学校跡地等を民間事業者に貸し付けており、十三か所で約二万一千五百キロワットの太陽光発電による売電事業が行われております。なお、現在、太陽光パネルが設置されている面積は約三十五万平方メートルとなっております。太陽光パネルの設置に当たっては、屋根の強度など構造上の制約があるため、県有施設全体における設置可能施設等の把握は行っておりませんが、実施可能なものから取り組むこととしており、現在、各施設のエネルギー利用状況や更新計画などを踏まえた上で、民間発電事業者と連携した第三者所有モデル等の取組についても検討しております。県といたしましては、引き続き県有施設への再生可能エネルギーの更なる導入を図ってまいります。

次に、既存県有施設のZEB化への対応についての御質問にお答えいたします。

県では、宮城県環境保全率先実行計画や県有施設への再エネ・省エネ導入ガイドラインに基づき、温室効果ガス排出量の削減のほか、省エネルギーの推進に取り組んできたところです。また、現在策定中の仮称みやぎゼロカーボンチャレンジ二〇五〇戦略では、より温室効果ガス排出削減効果の高い取組として、県有施設のゼロエネルギー化を目指すこととしております。建築物のゼロエネルギー化に当たっては、施設の使用形態に応じた省エネ効果や設備の導入費用等の費用対効果などを総合的に勘案し進めていくことが重要であり、特に既存施設のゼロエネルギー化は設備の更新や建物の改修の際に行うことが効果的であると考えております。県といたしましては、主な既存施設について改修の時期や光熱費等の状況を調査した上で、効果が見込まれる施設については専門家による省エネルギー診断等を活用しながら、ゼロエネルギー化に向け取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 七番松本由男君。

○七番（松本由男君） 御答弁ありがとうございます。順次、伺ってまいります。県として出来ることから国民保護、ということで、今朝も弾道ミサイルが青森県、北海道の方向だったんですけども、これが宮城県の方向だとなったときにどう対応したんだろうかと。私なんかでも、やはり対岸の火事みたいに受け止めたんですが、そういう状況だったら宮城県の行政はどういう行動を取ったのだろうかとちよつと考えました。そういう観点で、市町村も大変だと思うので、引き続き複数パターン計画策定は御支援していただきたいと。それで一点、住民避難訓練の話です。やりとりはいろいろあったんですけど、言い方もあるんでしょうが……。希望ありませんかと聞けば、忙しくなるという話でできませんとか。いっぱいやる必要はなくて、例えば地下鉄という特性がある仙台市で。水害でも何でも、普通は「外に出ろ」「地下などから出ろ」なんですよね。しかし、いわゆる弾道ミサイルが来た、逃げろという場合は、逆の行動を取らなければ駄目です。「中に逃げろ」ですよ。そういう行動って市民、ましてやJRの職員さんは普通やっていないですよ。そういう観点でも、エリアをもう少し絞って特異性のあるところで独自で訓練ができるのではないですかという話を私はしたんですけど、いかがでしょうか。

○議長（菊地恵一君） 復興・危機管理部長佐藤達哉君。

○復興・危機管理部長（佐藤達哉君） 大変重要な御指摘だと思います。議員から今朝ほどのミサイルの話をいただきましたが、こういった行動をすぐできるようにする必要性というのは本当に高まっているんだろうなと思っております。今回、市町村の実施希望はなかったということですが、そうした認識を我々も持っておりますので、市町村とともに訓練の重要性、それから今議員がおっしゃいましたエリアを絞った実際訓練なども検討していきたいと思えます。

○議長（菊地恵一君） 七番松本由男君。

○七番（松本由男君） ぜひよろしくお願いします。それから、対策本部の予備施設の話です。前日も去年も質問して、私は知事の答弁が今も頭に残って離れないんですけど、三・一一でも対策本部は大丈夫だったのだというような記憶がちよつと残ってるんですが、私はそういうことを言っているのではなくて、何があるか分からないので、そ

の事象って何ですかという話ではなく、それがないと新たな予備施設をつくれないうかではなく、もう一か所つくっておくのが大事なのではないですか。また検討するという話ありますけど。お忘れかもしれないですけど、例えば九・一一の時、ビルに航空機が突っ込んできているわけです。今、五階にあると思いますが、基本は地下も必要なんですよ。そういう違った手段、手法で指揮場を設けておくとか、そういうイメージで私はお話したんです。いかがでしょうか。

○議長（菊地恵一君） 復興・危機管理部長佐藤達哉君。

○復興・危機管理部長（佐藤達哉君） 代替施設・予備施設というのは、国民保護計画にも明記されている重要な事項だと思っております。県庁の施設の災害対策本部と同じ機能というものが、別のところにもう一か所あって、冗長性を保つというのはとても大事なことだと思っておりますが、それにふさわしい場所というのを模索することも大事だと思っております。現状、我々の想定施設は、現在検討している中では、先ほど御答弁申上げましたとおり、現在の機能を全て移してそちらで発揮するというのはちよつと難しいということが新しい課題として分かってまいりましたので、その移す機能を少し精査するか、あるいは別の場所への移動を考える、そういったこともきちんと考えてまいりたいと思います。

○議長（菊地恵一君） 七番松本由男君。

○七番（松本由男君） ぜひよろしくお願いします。次に、DX関連で、知事肝煎りのアプリ、非常にいいと思います。議員派遣で、八月に北海道・東北ブロックの議員の研究会が盛岡市であったんですけども、私、知事のDXの施策の話したら、非常に評判がよかったです。ぜひ、最低でも東北六県とかの各県知事にお話をして、一緒にやりませんかとお誘いしたりするぐらいがいいと私は思っていますので、よろしくお願いします。もう一点、DX五原則の話なんですけど、いわゆるDX推進の鍵は、私はマイナンバーカードだと思っています。赤ちゃんからお年寄りまでいわゆる国民全員が持っているわけですね。この前生まれた庄田議員の赤ちゃんのマイナンバーカードも写真つきで届いたとお聞きしました。それを使って何でもできるようにすればいいのではないかと思いますけど、このマイナンバーカードの加入・普及に関して、どれぐらいだとか、今後の見込み、再度質問します。

○議長（菊地恵一君） 企画部長千葉章君。

○企画部長（千葉 章君） マインバーの状況でございますけれども、全国平均で四五％前後ぐらいでございます。宮城県はそれより一％ほど低い状況になっております。

○議長（菊地恵一君） 七番松本由男君。

○七番（松本由男君） ぜひ、加入・普及、進めていただければと思います。国でも政策推進されていてデジタル関係に非常にお詳しい池田副知事、意気込みなどお聞かせできれば。本会議場でもお声を聞いたことがないので、それも含めてよろしく願います。

○議長（菊地恵一君） 副知事池田敬之君。

○副知事（池田敬之君） 御指名いただき、大変ありがとうございます。今お話ありましたとおり、国では一貫して地方公共団体のデジタル化に取り組んでまいりました。デジタル化の取組は、行政の効率化はもちろんですけれども、やはり住民の利便性の向上、議員は心豊かな暮らしを送るといふ表現をされておりましたが、このために必要な取組だと思っております。これまでの経験を生かしまして、デジタル五原則、実行した。パターンの取組を展開してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 七番松本由男君。

○七番（松本由男君） よろしく願います。再エネ関係についてです。チャレンジ計画ができて、見て、すばらしいなと思いましたが、計画ではチャレンジすると書いてあるんですけど、御答弁を聞くときできないような理由ばかりなようです。今パブコメ中なんですけども、ぜひこれは頑張ってもらいたいなと思います。最後にナッジです。なんで私がナッジについてお話ししたかというところ、いわゆる行政は特にですけど、自己中心的になるんですね。ナッジ手法を取り入れると改めて相手の立場を考慮するので、そういう意味で非常にいいものだと私は思います。ナッジ課という部署をつくるぐらいの勢いでやるのが私はいいかと思っておりますので、その辺もぜひよろしく願います。

以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（菊地恵一君） 暫時休憩いたします。

午前十一時五十八分休憩

